

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はエース JTB、JTBmySTYLE など本文第2 項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用します

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行社(以下「当社」といいます。)(が企画、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人の旅行手配員(お申し込みの時期・利用便の状況等に応じて運賃が変動します。)摘要の航空券を使用するコース(以下「航空運賃変動型プラン」といいます。)を含みます。

- (株)JTB(東京都港区)区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 642 号)
- (株)JTB 沖縄(沖縄県那覇市東区 112-1 観光庁長官登録旅行業第 1490 号)
- (株)JTB グローバルマーケティング(東京都港区)区東品川 2-3-14 観光庁長官登録旅行業第 1723 号)
- (株)JTB ビジネスパートナーズ(東京都港区港南 1-6-31 観光庁長官登録旅行業第 1776 号)
- (株)JTB カイアネット(東京都港区)区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 712 号)
- (株)JTB ビジネストラベルソリューションズ(東京都港区豊洲 5-6-52 観光庁長官登録旅行業第 1571 号)
- (株)JTB メディアリレーリング(東京都文京区小日向 4-6-15 茗荷台駅 MF ビル 3 階 観光庁長官登録旅行業第 1867 号)

(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができますように、手配し、旅程管理を行うことと引き受けます。

(3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行契約募集型企画旅行契約の約(以下「当社約款」といいます。))によります。当社約款ご希望の方は、当社にご請求ください。または当社ホームページからご覧いただけます。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社又は「受託販売元」に記載された当社の受託業者(以下「当社ら」といいます。))にて必要事項をお申し込みのうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みください。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入した場合は、お申し込み・申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するといたします。

(2)①当社らは電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しており、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 3 日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込金の支払いがない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。

②お客様が旅行予約サイトで予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 2 日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをさせていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。

③お客様が、旅行予約サイト・予約・決済を行う方法を選択した場合、第 24 項の通信契約による旅行条件適用時、第 24 項の①の定めにより契約が成立します。

(3)旅行契約は、電話によるお申込み・インターネットその他の通信手段でのお申し込みの場合は、申込金の支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 24 項(3)の定めにより契約が成立します。

(4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5)契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第 26 項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が属した構成者の契約責任者となります。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を取るが、当社がお客様と旅行契約を締結することができなくなった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。

(1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。))を確約のうえ、申込金と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しております。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2)当社らは、前(1)の申込金相当額を預り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4)当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5)当社らは、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

(1)18 歳未満の方は親権者の同意書が必要で、15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加は保護者の同行を条件としてさせていただきます。

(2)ご参加にあたって特別な条件を定めたい旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を損傷したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)健康を害している方、車椅子などの器具を利用している方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊婦の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお導くの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。(旅行契約成立後にこれらのお申込になった場合も直ちににお申し出ください。))。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。

(7)前号のお申し出を受けたい場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要となる措置についてご伺いし、又は書面でお返事を申し出ていただくことがあります。

(8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更する等が必要とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断り、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(9)当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要の場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し込みの日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。

(10)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。

これにかかわらず一切の費用はお客様のご負担となります。

(11)お客様の都合により異なる旅行日程は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日より前にお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日より起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日にお渡しすることがあります。なお、郵送、電子メール等でお渡しの他、インターネットを利用したアプリ等での提供があります。

6. 旅行代金のお支払い

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日より起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払いの場合は、旅行開始日の前日より当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第 24 項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名を無きして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。))や第 14 項に規定する取消料・違約料、第 10 項に規定されている追加料金及び第 13 項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。またこの場合のカード利用日は、お客様が申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

(2)本項(1)の定めにかかわらず、航空運賃変動型プランの旅行代金は、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から 3 日以内ににお支払いいただきます。

7. 旅行代金について

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方は、こども代金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3)「旅行代金」は、第 3-1 項の「申込金」、第 14 項の「取消料」、第 14 項の「違約料」、及び第 23 項の「変更補償金」の額の算出の基礎となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示し、運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料、拝観料及び娯楽施設等諸税、燃料、軽便車及び消火器等諸税。

(2)添乗員が同行する旅行は、旅行代金に添乗員経費、団体旅行に必要な心付け。

(3)その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したものを。上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- ①超過手荷物料金(特定の重量・容量、個数を超える以下について)。
- ②宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。)
- ③クリーニング代、電話代その他の追加料金等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- ④ご希望の者に参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- ⑤運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)。
- ⑥自宅から発着地までの交通賃・宿泊賃。

10. 追加代金

第 7 項で「旅行代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

(1)ホームページ・パンフレット等で当社が「グランドアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグランドアップのための追加代金。

(2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。

(3)ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

(4)その他ホームページ・パンフレット等で××××××××追加代金「×××追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更に要する差額、ストリートチェック追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止めむを得ないときは、お客様にあらかじめ旅行が当該事由で当社の関与し得ない事由である理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額が旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は本項(1)の定める通常運賃・料金的大幅な減額がなれるときは、本項(1)の差額額とごころにより、その減額額だけ旅行代金を減額します。

(3)旅行代金が変われば、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4)第 7 項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。))が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したときによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に移り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入し、当社に提出していただきます。

(既に航空券を発行している場合、別途の改定、交替に要する手数料として所定の金額がかかります。))また、お客様が所定の事項を記入し、当社に提出したとき、以後旅行契約上の地位を譲り渡すこと、及び旅行契約上の一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・パンフレット等記載の取消料を、ご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

(2)当社の責任とされないお客様の取上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

(3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(4)お客様の都合による出発日よりコースの変更、運送・宿泊機関等においてのお客様の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更(航空運賃変動型プランにおいては、利用する航空便名の変更および座席クラスの変更を含みます)については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料をお支払いします。

15. 旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

①お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込店の営業時間内にお受けします。

②お客様は第 6 項に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 23 項の左欄に掲げるものその他の事由である場合は、その場限りとして。

b、第 12 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

d、当社らがお客様に対し、第 5 項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e、当社の責任に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)を払い戻しいたします。

(2)当社の解除権

①お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

a、お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b、お客様が第 4 項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

d、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

e、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f、お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前(日)帰りは 3 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

g、サービスを目的とする旅行における降雪量の不足のうちに、当社があらかじめ明示した旅行実施スケジュールが成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

h、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社が関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

(1)お客様の解除権

①お客様の都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責任とされない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(3)本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責任に帰すべき事由による場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社の解除権

①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a、お客様の病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

b、お客様が第 4 項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

d、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社が関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

②解除の効果及び払い戻し

本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他のの名目でも支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けられない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他のの名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

③本項(2)の a、d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様ののご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

(1)当社は、「第 12 項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 14 項から 16 項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻し」又は「は解除の翌日より起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻し」にあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

